

2026年度 町田市立鶴間小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校における、いじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念（いじめ防止対策推進法・第3条）

- 1 いじめはすべての児童等に関する問題である。児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 2 すべての児童等がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが児童等の心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する理解を深める。
- 3 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要である。家庭、地域住民、関係諸機関と連携して、いじめ問題を克服することを目指す。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）「いじめに関する授業」を年間3回以上実施

児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

（2）心の教育の推進

全ての児童が安心して、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実 {6月13日（土）}
- ② ふれあい月間に、いじめ及び不登校に関する調査等の取組を実施
- ③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化

（3）家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係諸機関と一体となって取り組む。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」についてはホームページに掲載して、保護者や地域住民に周知する。
- ② 保護者会や「学校運営連絡協議会」等の様々な機会を活用して、理解を得たり協力を依頼したりする。
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」の改訂について、保護者や関係諸機関の意見を反映できる学校評価の方法などを検討する。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底

(2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応
- ④ 「キーワード検知機能」の活用

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の校内研修（4月、9月、1月）の実施
- ② 「ゲートキーパー研修」の実施
- ③ 「学校いじめ対応チーム」の月一回の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

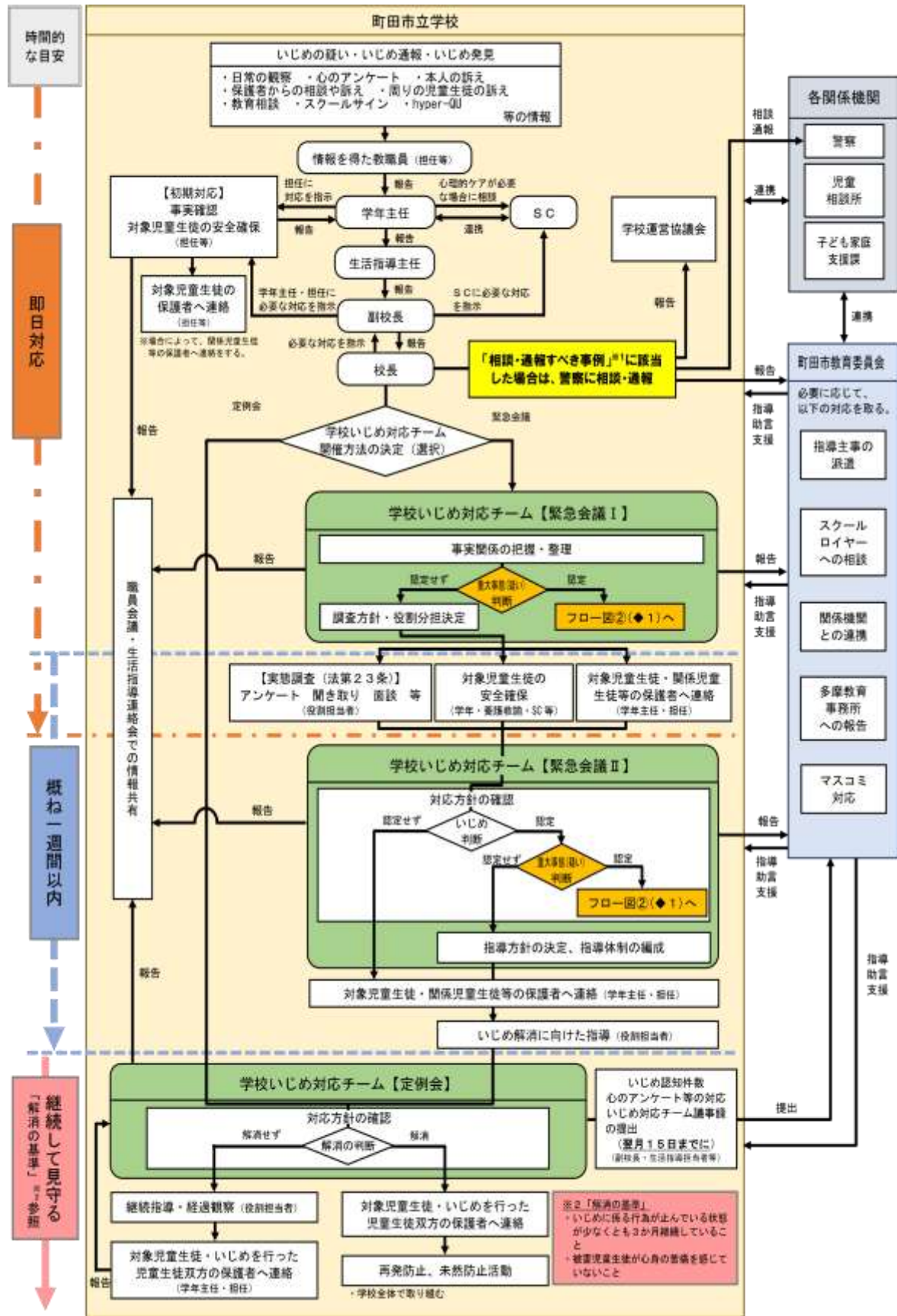
- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集
- ② いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケア

③ いじめを行った児童の指導

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課 2025年3月版



※1 「相談・通報すべき事例」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※2 「解消の基準」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※3 「継続して見守る」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※4 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※5 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

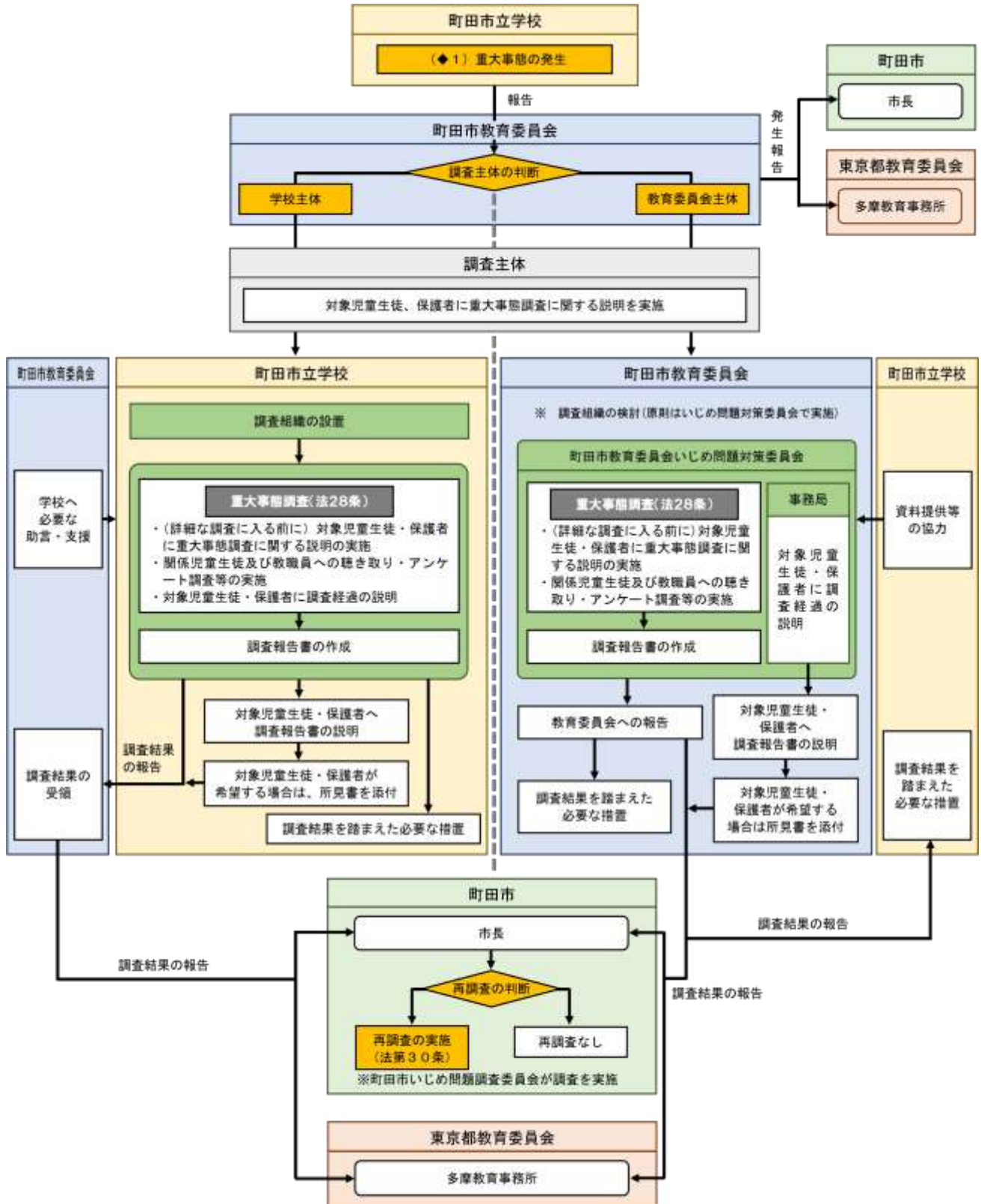
※6 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※7 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※8 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※9 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。

※10 「再発防止」(町田市立2025年2月24日付、4次改訂版21頁)等「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の取組について」(通知)文部科学省。



【重大事態とは】(法28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)

○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告 ○いじめ対応チーム緊急会の開催
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 鶴間小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめへの対応を行う。また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長		副校長	
生活指導主任		生活指導副主任	
養護教諭		スクール・カウンセラー	
当該学年主任	()	当該学級担任	()
関係教員	()	関係教員	()
関係教員	()	関係教員	()
	()		()

【役割】

- いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- 心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- 子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- 教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- 全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとした、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4	いじめ発生時の組織的対応 重大事態に関する研修
9	SOSの出し方に関する教育
1	学校評価を踏まえたいじめ防止の取り組み

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童に対して以下の計画で、いじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	5	道徳	みんな いっしょ
	9	道徳	ダメ
	1	道徳	ええところ
2年	5	道徳	おれた ものさし
	9	道徳	ともだちやもんな、ぼくら
	1	道徳	大すきな フルーツポンチ
3年	5	道徳	いいち、にいっ、いいち、にいっ
	9	道徳	みさきさんのえがお
	1	道徳	なかよしだから
4年	5	道徳	いっしょになって、わらっちゃだめだ
	9	道徳	ドッジボール
	1	道徳	いっしょに遊ばない
5年	5	道徳	どうすればいいんだ
	9	道徳	心のレシーブ
	1	道徳	くずれ落ちただんボール箱
6年	5	道徳	ばかじゃん!
	9	道徳	ピアノの音が・・・
	1	道徳	銀のしょく台